

平成 29 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 2 年 1 月
島根県

3. 事業の実施状況

平成29年度島根県計画に規定した事業について、平成30年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1 (医療分)】 医療提供体制構築事業	【総事業費】 1, 290, 000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療需要が減少する中で、医療機関間の役割分担や連携を一層進めていく必要がある、療養病床の縮小に対応するための患者受入体制整備が不十分、といった課題に対し、各地域の実情に応じた適切な医療提供体制の構築に向けて、医療機関の病床機能転換・病床再編等への支援や必要な整備を行う必要がある。</p> <p>アウトカム指標：29 年度基金を活用した取組による県内医療機関の病床変動数</p> <p>※ () 内は地域医療構想記載の H37 必要病床数－H27 病床機能報告病床数</p> <p>○高度急性期・急性期機能 ▲289 床(▲2, 047 床)</p> <p>○回復期機能 168 床(630 床)</p> <p>○慢性期機能 ▲187 床(▲586 床)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>島根県地域医療構想を踏まえ、島根の実情にあった医療提供体制の構築を図るため、圏域での合意に基づいた、以下に掲げる施設設備整備事業 (小児・周産期医療、救急医療等地域医療の確保につながる機器整備等を含む) への支援を行う。</p> <p>○病床機能の転換</p> <p>○複数医療機関間の再編</p> <p>○医療近接型滞在施設の整備</p> <p>○病床規模の適正化を伴う医療機能の充実</p> <p>また、上記の施設設備整備に関連したソフト事業 (医療機関単位、区域単位等で行う病床の機能分化・連携に必要な人材の確保・育成・派遣、及び整備に向けた調査・検討)</p>	

	に取り組むとともに、必要な支援を行う。
アウトプット指標（当初の目標値）	圏域での合意に基づき病床機能転換等を行う医療機関数 8施設
アウトプット指標（達成値）	圏域での合意に基づき病床機能転換等を行う医療機関数 9カ所
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平成30年度までの病床機能転換・削減状況は以下のとおり</p> <p>○高度急性期・急性期機能 ▲269床 ○回復期機能 238床 ○慢性期機能 ▲113床</p> <p>（1）事業の有効性 平成30年度までに、急性期病床が269床、慢性期病床が113床減少したが、回復期病床が238床増加しており、本事業を活用し医療機関を支援する事により、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携に直接的な効果があった。</p> <p>（2）事業の効率性 地域医療構想調整会議において合意が得られた地域医療構想の達成に資する整備に限定して実施している。また、施設整備又は設備整備に当たって、各医療機関において入札・合見積等を実施することによりコストの低下を図った。</p>
その他	<p>医療機関の施設整備（9カ所）</p> <p>安来第一病院、雲南市立病院、大田市立病院（整備中）、県立中央病院、鹿島病院、奥出雲病院、安来市立病院、安来市医師会病院、出雲市立総合医療センター</p>

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.2 (医療分)】 しまね医療情報ネットワーク整備事業	【総事業費】 260,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、医療機関等	
事業の期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県は、東西に長い（約 230 km）県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、医師の地域偏在、といった課題を抱えている。このような状況の中で、限られた医療資源を活用し、効率的で質の高い医療提供体制が整備されるよう、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）を整備・活用し、構想区域を越えた医療機能の分化連携と病床再編を促進するとともに、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む必要がある。</p> <p>アウトカム指標：ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 現状値（H28 年度平均）1,649 件／月 →目標値（H29 年度平均）2,000 件／月</p>	
事業の内容（当初計画）	まめネットの整備等（ネットワーク運営団体が行うまめネット連携アプリケーションの整備、病院、診療所等がまめネットに接続するための院内システム整備等の経費を支援）	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・連携アプリケーション（在宅ケア支援サービス）の改修 3 件 ・まめネットへの情報提供が新たに可能となる施設の数 12 施設 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・連携アプリケーション（汎用文書送信サービス等）の構築 2 件 ・まめネットへの情報提供が新たに可能となる施設の数 19 施設 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 3,099 件／月（H30 年度平均）</p> <p>(1) 事業の有効性 本事業によりネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数）が 3,099 件／月に増加し、目標を達成した。まめネッ</p>	

	<p>トへの参加者、参加医療機関を増加させることにより、他職種間の情報連携を促進し、質の高い医療の提供に役立った。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>診療情報、健診情報、調剤情報、介護情報等まめネットに一元的に集約することにより、低コストで効率的な情報連携の仕組みを整備できる。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 3 (医療分)】 医療連携推進事業	【総事業費】 11,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	診療所を中心としたチーム	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：往診・訪問診療を行っている医療機関数 H29.3 月 576 カ所 → H29 年度末 577 カ所</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>地域における医療連携の取組の促進を図るため、郡市医師会単位においてモデル事業として行われる小規模な医療連携の取組（小規模なチーム作り）に必要な経費を県が補助する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅医療に取り組む連携チーム数 12 チーム	
アウトプット指標（達成値）	<p>H30 年度は、5 つの連携チーム（H29 年度からの継続 3 チームを含む）が構築され、地域における新たな医療体制の構築に向けた活動が開始された。</p> <p>郡市医師会単位での看取りネットワークの構築といった具体的な成果が得られたほか、医療と介護の横断的な連携チームも複数構築されるなど、県内の在宅医療提供体制の充実に寄与した。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 往診・訪問診療を行う医療機関数 577 カ所（H30.3 月）</p> <p>（1）事業の有効性 本事業により往診・訪問診療を行う医療機関数が 577 カ所となり、目標を達成したため、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図ることができた。 地域の実情に応じた医師の自発的な取組を喚起することができ、在宅医療提供体制に係る具体的な取組の普及を図ることができた。</p> <p>（2）事業の効率性 適切な補助要件、補助基準等を設定することにより、コ</p>	

	ストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 4 (医療分)】 市町村計画に基づく在宅医療の推進事業	【総事業費】 32,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：往診・訪問診療を行っている医療機関数 H29.3 月 576 カ所 → H29 年度末 577 カ所</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>在宅医療の推進のために以下の取組を行う市町村を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件不利地域に訪問診療・訪問看護を行う医療機関や訪問看護ステーションの運営支援 ・訪問看護ステーションのサテライト整備費用の一部を補助 ・住民理解を深めるため、医療関係者と住民組織が一堂に会して共に考える場を創出 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>在宅医療の推進のために以下の取組を行う事業所及び市町村数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件不利地域に訪問診療を行う医療機関 88 カ所 ・条件不利地域に訪問看護を行う訪問看護ステーション 10 カ所 ・サテライトを整備する訪問看護ステーション 4 カ所 ・住民の理解促進事業を行う市町村 10 市町村 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・9 市町の 36 医療機関、32 訪問看護ステーションが条件不利地域への訪問診療・訪問看護に取り組み、市町を通じ支援を行った。 ・2 市町において住民の理解促進事業を実施した。 ・サテライトを整備する訪問看護ステーションの実績はなかった。 ・各市町村の在宅医療提供体制の充実に寄与しただけでなく、市町村と医療機関等の連携体制強化にも寄与した。 	

事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 往診・訪問診療を行う医療機関数 577カ所(H30.3月)</p> <p>(1) 事業の有効性 訪問区域の拡大を促進し、訪問型医療・介護サービスの総合的な確保を図ることができた。また、在宅医療の普及拡大に対し住民の理解を得ることができた。 本事業により往診・訪問診療を行う医療機関数が577カ所となり、目標を達成したため、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 市町村に対して補助を行うことにより、県が事業者に対して直接支援を行うのに対し、地域の実情に即した効率的な支援が可能となる。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 5 (医療分)】 地域医療・在宅医療に関する住民理解促進事業 在宅医療に関する病院の体制整備事業	【総事業費】 10,036 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県内に所在する病院	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：往診・訪問診療を行っている医療機関数 H29.3 月 576 カ所 → H29 年度末 577 カ所</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>在宅医療に関する県民の理解を深めるため、各種媒体を通じたわかりやすい広報を実施するとともに、普及・啓発の役割を担う医療従事者の養成を支援する。</p> <p>また、病院が在宅医療を地域で主体的に推進していくためには、病院に勤務する全ての職種がその必要性を十分理解した上で、組織全体で取り組むことが不可欠であるため、病院における研修をはじめとする体制整備を総合的に支援する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療についての普及啓発シンポジウムの開催 1 回 ・在宅医療についての研修等に取り組む病院数 6 病院 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発シンポジウムの開催 0 回 ・在宅医療についての研修等に取り組む病院数 8 病院 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 往診・訪問診療を行う医療機関数 577 カ所（H30.3 月）</p> <p>(1) 事業の有効性 在宅医療を普及拡大していくためには、医療従事者と医療を受ける県民双方の理解が不可欠であるが、行政、病院がそれぞれの立場から普及啓発活動を実施することにより、県全体で在宅医療について理解を深めるといふ機運を醸造することが可能となる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p>	

	<p>補助対象を病院とすることで、各地域・病院の実情に即した普及啓発活動を実施することができた。また、院内研修の開催や、全国各地で開催される在宅医療関連の外部研修へ職員を派遣するにより、各病院が多角的な視点から在宅医療に関する知識を深めることができた。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業
-------	-----------------------

事業名	【No.6（医療分）】 訪問看護支援事業	【総事業費】 3,817 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数 H29.3 月 317 人 → H31 年度 380 人</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>中山間地域における訪問看護サービスを拡大していくため、訪問看護を推進するための検討会を設置して検討を行うとともに、訪問看護師が他の訪問看護の現場を体験することで個々の知識や経験に応じた実績的な指導及び助言が受けられる機会を提供する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護支援検討会の開催 2 回 ・相互研修に参加する訪問看護師の数 50 人 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護支援検討会を 1 回開催し、訪問看護の推進に向けた取組について検討を行った。 ・24 人の看護師が 9 か所の訪問看護ステーションでの相互研修に参加した。研修を通じ、訪問看護師のスキルアップだけでなく、病院と訪問看護ステーションの連携強化や病院看護師の在宅医療への理解促進が図られた。 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算） H30 年度 379 人</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>本事業により訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算）は 317 人から 379 人となり、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護支援検討会の開催により、訪問看護を取り巻く関係機関の代表者が多角的な視点で現状を分析・評価することで、訪問看護を推進する上での具体的な課題の整理と今後の方向性の検討ができた。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・相互研修の実施により、訪問看護師や病院看護師が他の訪問看護の現場を知ること、実践的な学びを得ると共に、各地域での看看連携を深めることができた。 <p>(2) 事業の効率性</p> <p>類似の会議等の活用により、訪問看護支援検討会の開催回数を最小限とすることで、コストの低下を図りながら効率的に実施している。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護に関する総合的な研修（集合研修）を県看護協会に委託し、計6回開催した。 <p>内容：シミュレーターを用いたフィジカルアセスメント研修、訪問看護管理者向けマネジメント研修、小児在宅医療研修、精神科訪問看護研修 等</p>

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.7 (医療分)】 在宅緩和ケアを行う開業医研修事業	【総事業費】 1,650 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：緩和ケアアドバイザー研修修了者数 H27 年度時点 860 人 → H29 年度 1,300 人</p>	
事業の内容（当初計画）	医療用麻薬の使用への抵抗感や緩和ケアに対する漠然とした不安感を解消し、在宅での緩和ケアを進めるため、開業医を対象とした緩和ケア研修会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	開業医を主な対象とした緩和ケア研修の開催 2 回	
アウトプット指標（達成値）	開業医を主な対象とした緩和ケア研修の開催 1 回	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 緩和ケア研修終了者数 1,370 人（H30 年度末）</p> <p>（1）事業の有効性 県内医師・歯科医師の総数に対する、H30 年度末における受講率は 57.2%。国の緩和ケア研修会の開催指針に基づき地域連携、がん患者のコミュニケーション等を学ぶことで、在宅医療の提供体制の強化・質の向上につながった。 第 3 期島根県がん対策推進計画の目標数値（H34 年度 69.0%）達成のため、本事業を活用し引き続き開業医等の研修会参加を促していく。</p> <p>（2）事業の効率性 がん診療連携拠点病院（5 病院）が開催する緩和ケア研修会にも開業医の参加が可能であることを踏まえ、開業医向けの本事業は 1 回研修を実施した。 また県医師会を主催とすることで、郡市医師会の会員医師へ効果的に受講を促し、開業医中心の受講しやすいものとした。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.9 (医療分)】 歯科医療従事者人材確保対策事業	【総事業費】 1,846 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県歯科医師会	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標：往診・訪問診療を行う歯科診療所数の維持 H29.3 月 175 カ所</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>在宅歯科医療の体制維持を図るため、歯科衛生士や歯科技工士に在宅歯科医療のために必要な技術等の研修を実施する。</p> <p>また、在宅歯科医療の推進のために多職種と連携した協議会を開催するとともに、多職種と連携して使用できるマニュアル作成に向けた検討を行う。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	歯科衛生士及び歯科技工士に対する研修会の開催 4 回	
アウトプット指標（達成値）	<p>歯科衛生士及び歯科技工士に対して、それぞれ在宅歯科医療に対する知識向上のための研修会を実施した（歯科衛生士 2 回、歯科技工士 1 回）。</p> <p>また、在宅歯科医療について関係者と連携するために、各地区において連絡会議を開催し、全県で協議会を 1 回開催した。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所数 187 カ所（H30.2 月時点）</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>在宅歯科診療の実施に必要な技術・知識を有する歯科衛生士及び歯科技工士の育成・確保に向けた取組を実施し、在宅医療の体制整備を図ることができた。また、多職種が連携し、県民が歯と口腔機能の状態をセルフチェックするための啓発媒体を作成し、啓発に活用することができた。</p> <p>これらの取組により往診・訪問診療を行っている歯科診療所数が 187 カ所に増加し、目標を達成したため、在宅歯科医療の体制整備に効果があった。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>県歯科医師会に委託することにより、県歯科衛生士会及び県歯科技工士会と連携し、コストの低下を図りながら内容の充実した研修会が開催できる。</p> <p>また、連絡会や協議会も県歯科医師会が中心となって開催することにより、地域での歯科保健に関する情報や課題・ニーズを低コストで効率的に共有することができる。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 11 (医療分)】 訪問診療等に必要な設備整備事業	【総事業費】 13,967 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：往診・訪問診療を行っている医療機関数 H29.3 月 576 カ所 → H29 年度末 577 カ所</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>医師が行う訪問診療・往診に必要な車両や医療機器の整備、及び、関連する在宅療養支援病院・診療所、訪問薬局などが行う在宅における医療の提供に必要な機器や設備の整備に対して支援を行う。</p> <p>また、現に在宅医療に従事する看護師等の技術向上を目的とした研修を大学の教育機関が実施するために必要な設備の整備に対して支援を行う。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅訪問診療の提供体制構築に資する設備整備を行う施設数 50 カ所	
アウトプット指標（達成値）	在宅訪問診療の体制整備のため、診療所や訪問看護ステーションなど 18 機関が医療機器や訪問用車両の整備を実施した。	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ⇒H29 以降調査が実施されないため、観察できなかった。</p> <p>代替的な指標として直近で公表されている NDB データにより把握する。</p> <p>・訪問診療を実施する診療所、病院数 270 カ所（2015 年度） → 270 カ所（2015 年度）</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>事業規模の小さい医療機関、訪問看護ステーション等が多い本県では、新たな投資が困難な場合が多いため、本事業を活用した支援により、在宅医療提供体制の裾野拡大と質の向上に直接役立っている。</p> <p>本事業により往診・訪問診療を行う医療機関数が 577 カ所となり、目標を達成したため、在宅医療にかかる提供体</p>	

	<p>制の強化・質の向上を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>医療機関等に対し、必ず複数社から見積もり徴することを求めるなどコストの低下を図っている。</p>
その他	

3. 事業の実施状況

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業					
事業名	島根県介護施設等整備事業	【総事業費】 436,254千円				
事業の対象となる区域	県東部・県西部					
事業の実施主体	島根県内					
事業の期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：年内の特養待機者数の減少（待機者のうち、在宅の方が全体の約半数（2,000人超））					
事業の内容(当初計画)	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">整備予定施設等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業書</td> <td style="text-align: center;">2カ所</td> </tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 ③介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。 ④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。</p>		整備予定施設等		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業書	2カ所
整備予定施設等						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業書	2カ所					
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。</p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 4カ所 →6カ所 その他、特養多床室のプライバシー化や、介護療養病床の転換整備にかかる支援を行う。</p>					
アウトプット指標（達成値）	<p>地域密着型サービス施設等の整備を行うことにより、65歳以上人口あたり地域密着型サービス施設の定員数を増とする。</p> <p>・認知症グループホームの整備 4カ所（45床） ・介護療養病床等の転換整備 3カ所</p>					
事業の有効性・効率	事業終了後1年以内のアウトカム指標：要介護度3以上の特養入所希望者数の減少確認できていない → 事業終了後の直近の調査状況を集計中のため					

性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>上記のとおり未確認ではあるが、地域密着型サービス施設等の整備を行ったことにより、当サービス等を利用できる方が増え、地域包括ケアシステムの構築に向けた整備も含め、県内各地域において安心して生活できる体制の構築が図られていると感じる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>ホームページに掲載することやそれを周知することにより、市町村や事業者に対して一定の共通認識や透明性、及び手続きに関する効率化を図ることができた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 13 (医療分)】 専攻医確保・養成事業	【総事業費】 12,138 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人島根大学	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 30 年度から開始される新専門医制度導入にあたり、県全体として研修医を確保・養成し県内定着を進めるために、県内全病院が参画し県内病院をローテートする養成プログラムを作成し、医師不足、地域偏在の解消を図る必要がある。	
	アウトカム指標：県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数 H29 年度 41 人	
事業の内容（当初計画）	島根大学を中心とする県内のすべての病院による病院群をローテートして勤務する仕組みを構築するため、島根大学医学部附属病院の卒後臨床研修センターの専門研修部門の整備を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1 件	
アウトプット指標（達成値）	新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内の専門研修プログラムで研修を開始した医師数 H30 年度 37 人、H31 年度 44 人	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>島根大学医学部附属病院を基幹施設として、県内の病院群で構成する研修プログラムを作成し、県内病院でローテートして勤務できるような仕組みを構築することで、医師不足、地域偏在の解消に寄与した。</p> <p>平成 31 年度に県内の専門研修プログラムで研修を開始した医師数は 44 人で、平成 30 年度に比べ 7 人増加した。また、島根大学医学部附属病院以外の基幹施設プログラムによる専攻医の採用もあり、今後も魅力あるプログラムづくりを支援し、専攻医の確保を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p>	

	基幹施設である島根大学医学部附属病院に委託することにより、低コストで効率的に実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 14 (医療分)】 地域勤務医師育成支援事業	【総事業費】 50,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人鳥取大学	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標：鳥取大学から県内への派遣医師数の維持 H29 年度 181 人	
事業の内容（当初計画）	鳥取大学医学部には、島根県の地域枠を 5 名設置しており、これら地域枠学生が、卒業後、島根県の地域医療に貢献できるよう、鳥取大学における医療技術の習得に資する環境整備、地域医療教育の充実に必要な経費を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	大学医学部における教育環境の整備、地域医療教育の充実に図る大学数 1 件	
アウトプット指標（達成値）	鳥取大学医学部における教育環境の整備、地域医療教育の充実に図った。1 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 鳥取大学から県内への派遣医師数 181 人 (H31. 4. 1 時点)	
	<p>(1) 事業の有効性 教育環境の整備、地域医療教育の充実に資することで、鳥取大学から県内への派遣医師数が 181 人となり、目標を達成したため、地域医療を担う医師の育成に寄与した。</p> <p>(2) 事業の効率性 県内への一定数の医師派遣が期待できる鳥取大学における研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実に資する経費に限定して支援をすることにより、効率的に実施している。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 16 (医療分)】 医学生奨学金の貸与	【総事業費】 98,079 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：病院・公立診療所の医師の充足率 H28 年度 75.5% → H31 年度 80%	
事業の内容（当初計画）	将来医師として県内の地域医療に携わる意志のある大学生、大学院生に対して奨学金を貸与する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	奨学金貸与者の継続的確保 32 人／年	
アウトプット指標（達成値）	新たに 29 人に奨学金を貸与した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R1. 10 月に勤務医師実態調査を実施予定 (病院・公立診療所の医師の充足率 H30 年度 80.1%)	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業により病院・公立診療所の医師の充足率は向上したため、県内で勤務する医師の確保、とりわけ地域の医療機関に勤務する医師数の増加に寄与した。</p> <p>(2) 事業の効率性 適切な貸与額、返還免除条件を設定することにより、コストの低下を図っている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 17 (医療分)】 研修医研修支援資金の貸与	【総事業費】 9,600 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：産婦人科における医師の充足率維持 H28 年度 71.0%	
事業の内容（当初計画）	県内で産婦人科等の専門医取得を目指す初期臨床研修医や専門医養成プログラムにより研修を行う後期研修医に対して研修支援資金を貸与する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修支援資金貸与者の継続的確保 4 人／年	
アウトプット指標（達成値）	新たに 4 人に研修支援資金を貸与した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R1. 10 月に勤務医師実態調査を実施予定 (産婦人科における医師の充足率 H30 年度 80.6%)	
	<p>(1) 事業の有効性 研修を支援することで、県内で研修を行う研修医が増加し、産婦人科における医師の充足率維持の目標を達成したため、県内医療機関の医療提供体制の維持につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 適切な貸与額、返還免除条件を設定することにより、コストの低下を図っている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 22 (医療分)】 医師派遣等推進事業、周産期医療体制構築事業、小児救急電話相談事業等	【総事業費】 48,056 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	島根県、県内医療機関、県内産科医療機関	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 25 年度までの国庫補助事業により行ってきた特定診療科に対する支援や医師の確保対策によっても、特定診療科の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的な対策を行い、特定診療科の体制維持・充実を図る必要がある。 アウトカム指標： ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数の維持 H26 年度 67 人 ・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数の維持 H26 年度 17.7 人 ・小児（二次・三次）救急対応病院数の維持 H28 年度 18 病院	
事業の内容（当初計画）	<p>(1) 医師派遣等推進事業 地域の医療機関に勤務する医師の確保に向けて、出張面談、地域医療視察ツアーを実施することにより、医師確保が困難な地域における医療の提供を図る。</p> <p>(2) 周産期医療体制構築事業 ・産科医等の処遇改善を図るため、分娩の取扱いに従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行う。 ・将来の産科医療を担う医師の育成・確保を図るため、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行う。 ・過酷な勤務状況にある新生児医療担当医（新生児科医）の処遇を改善するため、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して財政支援を行う。</p> <p>(3) 小児救急医療医師研修 地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図る</p>	

	<p>ため、地域の小児科医師、内科医師等を対象として小児救急医療に関する研修等を実施する。</p> <p>(4) 小児救急電話相談事業</p> <p>高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートするため、民間事業者を活用し、急病時の対応について医師等が助言する電話相談事業を実施する。</p>
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・出張面談や視察を通じた医師の招へい 10名 ・分娩手当を支給する産科医療機関数 15施設 ・分娩手当支給者数 67人 ・小児救急電話相談の相談件数 5,600件 ・小児救急医療医師研修の開催 2回
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・出張面談や視察を通じた医師の招へい 14名 ・分娩手当を支給する産科医療機関数 15施設 ・分娩手当支給者数 80人 ・小児救急電話相談の相談件数 6,349件 ・小児救急医療医師研修の開催 0回
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数 H30年度 57人 ・分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 H28年度 16.5人 <p>⇒平成28年度医師・歯科医師・薬剤師調査の結果が公表されて以降、直近の調査（平成30年度）の結果が公表されていないため、観察できなかった。</p> <p>代替的な指標として、県内の病院及び公立診療所を調査対象とした勤務医師実態調査による常勤産婦人科勤務医師数 45人（H28年度）→51人（H29年度）→50人（H30年度）、分娩1000件当たりの常勤産婦人科勤務医師数 16.5人（H28年度）→19.1人（H29年度）→14.6人（H30年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児（二次・三次）救急対応病院数 H29年度 18病院 <p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業により病院及び公立診療所に勤務する常勤産婦人科数は増加し、また、小児（二次・三次）救急対応病院数も維持されており、特定診療科の体制維持・充実を図ることができた。</p> <p>○医師派遣等推進事業</p> <p>地域の医療機関に勤務する医師の確保に向けて、出張</p>

	<p>面談、地域医療視察ツアーを実施することにより、招へいに向けた医師の理解の促進が図られた。</p> <p>○周産期医療体制構築事業</p> <p>分娩の取扱いに従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、産科医等の処遇改善が図られた。</p> <p>平成30年度は申請がなかったが、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行うことにより、将来の産科医療を担う医師の育成・確保が図られる。</p> <p>また、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医（新生児科医）の処遇の改善が図られた。</p> <p>○小児救急医療医師研修</p> <p>平成30年度は計画した研修会を中止せざるを得なかったが、外部講師を招き、医師、看護師、助産師等を対象とした研修会を開催することにより、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上に一定の効果が得られる。</p> <p>○小児救急電話相談事業</p> <p>高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートする体制を維持することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>旧国庫補助事業と同様の条件で実施することにより、コストの低下を図っている。</p> <p>○医師派遣等推進事業</p> <p>医師が赴任を考えるにあたり、面談や見学のための交通費を心配することなく検討してもらうことができ、効率的な医師の招へいにつながった。</p> <p>○小児救急医療医師研修</p> <p>圏域単位で実施することで、参加者の旅費等が軽減され、経済的な執行ができる。</p> <p>○小児救急電話相談事業</p> <p>電話による相談という簡易な手段により、多くの相談を経済的に執行することができる。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 23 (医療分)】 看護職員の確保定着事業	【総事業費】 83,974 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	島根県、県看護協会、県内に所在する病院	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、看護職員確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標：病院の看護師の充足率 H28 年度 95.7% → H31 年度 97%	
事業の内容（当初計画）	各病院の看護体制において中心的な役割を果たす中堅看護職員のモチベーション向上や資質向上を図るため、他医療機関等が開催する研修に受講するために要する経費の支援を行う。また、各病院での看護職全体の資質向上や新人看護職員の育成、看護職員自身が安心して働ける職場環境づくりを推進するための支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修に参加する病院の数 20 病院 ・ナースセンターの運営 1 カ所 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修に参加した病院の数 33 病院 ・ナースセンターの運営 1 カ所 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>R1. 10 月に看護職員実態調査を実施。(現在取りまとめ中) (病院の看護師の充足率向上 H30 年度 96.8%)</p> <p>(1) 事業の有効性 新人看護職員に対する研修、中堅看護職員に対するキャリアアップのための研修等を講ずることにより、看護職員の意欲向上やメンタル面での支援が可能となり、病院への定着、離職防止につながっている。(H29 県内病院における看護職員の離職率 7.2%。H29 全国平均 10.9%) 本事業により病院の看護師の充足率は向上したため、看護師の確保に効果があった。</p> <p>(2) 事業の効率性 単独での研修開催が難しい中小病院に対して、新人職員向けの合同研修を行い、研修を集約化すること等で参加者</p>	

	や研修指導者の負担軽減を図り、効率的・経済的な研修実施等を行うことでコストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 26 (医療分)】 院内保育所運営事業	【総事業費】 42,639 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する病院	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率 H28 年度 76.5% → H31 年度 80% ・病院の看護師の充足率 H28 年度 95.7% → H31 年度 97%	
事業の内容（当初計画）	医療従事者の離職防止及び再就業を促進することで、良質な医療提供体制の確保を図るため、県内の病院及び診療所に勤務する職員のために保育施設を運営する事業について財政支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	院内保育所の運営費支援 12 カ所	
アウトプット指標（達成値）	院内保育所の運営費支援 12 カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： H30. 10 月に勤務医師実態調査及び看護職員実態調査を実施 (病院・公立診療所の医師の充足率 H29 年度 77.0%) (病院の看護師の充足率 H30 年度 96.8%)	
	<p>(1) 事業の有効性 院内保育所を整備・運営することにより、育休からの早期復帰や退職防止につなげることができた結果、病院・公立診療所の医師の充足率、病院の看護師の充足率ともに向上したため、医療従事者の確保に効果があった。</p> <p>(2) 事業の効率性 旧国庫補助事業の補助要件からの拡充内容を最小限とすることで、コストの低下を図っている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 27 (医療分)】 看護師等養成所の運営、教員資質向上支援事業	【総事業費】 28,804 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内看護師等養成所	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、看護職員確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標：病院の看護師の充足率 H28 年度 95.7% → H31 年度 97%	
事業の内容 (当初計画)	保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号) に基づき指定を受けた島根県内の保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所に対してその運営や教員の資質向上に要する経費を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・看護師等養成所の運営費支援 7 カ所 ・教員の資質向上に取り組む看護師等養成所の数 2 カ所	
アウトプット指標 (達成値)	・看護師等養成所の運営費支援 7 カ所 ・教員の資質向上に取り組む看護師等養成所の数 4 カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： H30. 10 月に看護職員実態調査を実施 (病院の看護師の充足率 H30 年度 96.8%) (1) 事業の有効性 看護師等養成所の専任教員の養成及び人件費等の運営費を支援することにより、看護教育の充実を図ることができ、病院の看護師の充足率は向上したため、看護師の確保に効果があった。 (2) 事業の効率性 旧国庫補助事業と同様の補助要件とすることで、コストの低下を図っている。	
その他	・看護師養成所の運営支援 (7 カ所) 松江総合医療専門学校、出雲医療看護専門学校、六日市医療技術専門学校、浜田医療センター附属看護学校、松江看護高等専修学校、大田准看護学校、浜田准看護学校 ・教員の資質向上 (4 カ所)	

	松江総合医療専門学校、浜田医療センター附属看護学校、 六日市医療技術専門学校、大田准看護学校
--	---

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 28 (医療分)】 医療勤務環境改善支援センター事業	【総事業費】 1,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率 H28 年度 75.5% → H30 年度 80% ・病院の看護師の充足率 H28 年度 95.7% → H31 年度 97%	
事業の内容（当初計画）	県内医療機関に勤務する、医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保を図るため、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関が自主的に行う勤務環境改善の取組を支援する。（訪問支援、相談対応のほか、医療機関への普及啓発等を行う）	
アウトプット指標（当初の目標値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 3 施設	
アウトプット指標（達成値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 4 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 勤務環境改善実施計画策定病院数 33 病院（H30 年度） （1）事業の有効性 センターが訪問支援等を行うことにより、医療機関の自主的な取組をサポートすることができた結果、勤務環境改善実施計画策定病院数は 33 病院に増加し、医療従事者の勤務環境改善を図ることで医療従事者の確保につながった。 （2）事業の効率性 関係アドバイザーが一体となって訪問支援することで、効率的・経済的に実施している。	
その他		
事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	

事業名	【No. 29 (医療分)】 医療従事者の確保に関する支援事業 医療従事者研修環境整備事業	【総事業費】 18,215 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する病院	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率 H28 年度 75.5% → H31 年度 80% ・病院の看護師の充足率 H28 年度 95.7% → H31 年度 97%	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の医療従事者を確保するため、各病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・二次医療圏ごとに、医療技術及び提供医療の質の向上を図るため、圏域内の医療従事者を対象とした研修を病院が実施する場合、研修実施に要する経費を県が補助する。(原則として二次医療圏で 1 病院を対象とする。) 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者確保に取り組む病院の数 10 病院 ・各二次医療圏域での研修開催回数 3 回 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者確保に取り組む病院の数 16 病院 ・各二次医療圏域での研修開催回数 15 回 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>R1. 10 月に看護職員実態調査及び勤務医師実態調査を実施。(現在取りまとめ中)</p> <p>(病院・公立診療所の医師の充足率 H30 年度 80.1%) (病院の看護師の充足率 H30 年度 96.8%)</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動等を支援することにより、県内の医療従事者の確保推進につながった。また、県内の各医療圏域での研修開催にかかる経費を支援することで、医療従事者の研修機会を確保し、医療技術及び提供医療の向上を図ることができた。</p>	

	<p>本事業により病院・公立診療所の医師の充足率、病院の看護師の充足率ともに向上したため、医療従事者の確保に効果があった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>適切な基準額、対象経費等を設定することにより、コストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 30 (医療分)】 地域医療教育推進事業	【総事業費】 13,171 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標：県内からの医学科進学者数 H28 年度 41 人 → H31 年度 50 人	
事業の内容（当初計画）	継続的かつ安定的な医療提供体制の確保を図るため次の取組を実施する。 ・小中学校がふるさと教育として「地域医療」をテーマとした授業等を実施するために必要な経費を県が補助。 ・中・高校生を対象とした地域医療現場体験事業（院内見学や医師・医学生等との意見交換など）の実施。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ふるさと教育(地域医療)に取り組む小中学校数 150 校 ・体験事業実施数 7 回	
アウトプット指標（達成値）	・ふるさと教育(地域医療)に取り組む小中学校数 127 校 ・体験事業実施数 7 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内からの医学科進学者数 H31 年度 49 人 (1) 事業の有効性 小中学生の時期から地域医療の現状及び課題を知り、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割を考える機会を与えることで、医師や看護師及び薬剤師などの医療従事者を目指す児童、生徒を増やすことにつながった。 また、高校生にも大学受験前に医療機関を見学・体験する機会を与えるほか、他校の生徒と切磋琢磨しながら医療従事への「明確な意志」の確立と必要な「学力の向上」を図る勉強合宿を企画することで、県内からの医学科進学者数の増加につながった。 (2) 事業の効率性	

	<p>各小中学校で工夫しながら授業を構成しており、県が直接実施する場合と比較して、地域の実情に応じて低コストで効率的にふるさと教育を実施することができる。</p> <p>中高生の医療現場体験は、県内医療機関の協力を得ながら生徒の休業期間中に集中して行うことで、最小限の実施回数で効率的に実施している。</p> <p>また、合宿形式の事業にあたっては、県教育委員会と連携・役割分担することで、効率的に実施している。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 32 (医療分)】 薬剤師確保対策事業	【総事業費】 1,310 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	島根県、島根県薬剤師会	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	人口あたりの薬剤師数が少なく、薬剤師不足が深刻であることから、これらの職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標：人口 10 万人あたりの薬剤師数の維持 H26.12 時点 156 人	
事業の内容 (当初計画)	薬剤師を含む医療従事者等の確保・養成が急務であるため、高校生とその保護者、教員を対象としたセミナーを実施し、薬科大学への進学を後押しする。また、本県からの進学者が多い中国四国地方を中心に薬科大学を訪問するなどし、薬剤師の県内就業を促進する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	セミナーへの参加者数 100 名	
アウトプット指標 (達成値)	東部と西部、計 2 か所でセミナー事業を実施した。新たに離島にもテレビ会議システムで東部会場の様子を中継し、合計 68 名の参加があった。 中国、四国及び関西に所在する計 6 の薬科大学を訪問し、就職担当職員に対し、本県での就職についての働きかけに協力を依頼した。そのうち、5 大学については、就職説明会に参加し、学生への直接の呼びかけを行った。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 人口 10 万人あたりの薬剤師数 H28.12 時点 162.2 人 ⇒ 平成 28 年度医師・歯科医師・薬剤師調査の結果が公表されて以降、調査が実施されていないため、直近の指標が観察できなかった。 代替的な指標として、病院における薬剤師新規採用率 (不足数に対する雇用数の割合) 15.7% (H29.4) → 22.2% (H30.4)	
	(1) 事業の有効性 本県から薬科大学へ進学を希望している者を後押しし、将来、本県で働く薬剤師のタマゴを育成する。また、各薬	

	<p>科大学に対して本県の薬剤師が不足している状況を訴え、本県での就職を働きかけてもらうことにより、本県での就職を考える薬剤師が増加することが期待できる。</p> <p>本事業により人口10万人あたりの薬剤師数は増加し、目標を達成したため、薬剤師の確保に効果があった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本県への就職の可能性が高い者へ限定して働きかけを行うことにより、コストの低下を図りながら効率的に実施している。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進 (中項目) 地域のマッチング機能強化 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 41】 訪問看護師確保対策事業	【総事業費】 4,827千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護師等が不在では成り立たない訪問看護ステーションでの人員確保が求められている。 アウトカム指標：訪問看護師確保数：15名	
事業の内容(当初計画)	採用した潜在看護師等が独り立ちするまでの(訓練期間中の)人件費を負担することにより、訪問看護ステーションにおいて、潜在看護師の積極的な採用が図られるようにする。	
アウトプット指標(当初の目標値)	アウトカム指標：訪問看護師確保数：15名	
アウトプット指標(達成値)	(本事業による)平成30年度訪問看護師確保数：19名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 (本事業による)平成30年度訪問看護師確保数：19名	
	<p>(1) 事業の有効性 再就職を希望している潜在看護師の掘り起し及びその看護師の雇用につなげることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 潜在看護師が訪問看護ステーション等で訪問看護業務に従事することを支援することで、訪問看護師の雇用促進が図られ、効率的な人材確保につながっている。</p>	
その他		